COPY

厚木市指令第 209 号
令和８年３月 25 日

一般廃棄物処分業許可証

厚木市恩名１丁目 11 番 31 号
中央カンセー株式会社
代表取締役　尾島　洋　様

厚木市長　山　口　貴　裕

令和８年２月 26 日に申請のありました一般廃棄物処分業を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第６項の規定により、次のとおり許可します。

1	許可番号	第２－１０２号
2	営業所等の所在地及び名称	厚木市恩名１丁目 11 番 31 号 中央カンセー株式会社
3	事業の範囲	
	（１）業の種類	処分（選別・溶融）
	（２）取扱廃棄物の種類	ごみ（一般廃棄物）
4	許可区域	厚木市内
5	許可期間	令和８年４月１日から 令和 10 年３月 31 日まで
6	許可条件	裏面のとおり
7	備　　考	

COPY

（処分業）

許　可　条　件

1　廃棄物の処理及び清掃に関する法律、厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び同規則を遵守するとともに厚木市長の指示に従い、事業計画等に基づき、事業系一般廃棄物を適正に処理すること。

2　厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第 19 条等に基づき市内事務所又は事業所等を設けること。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

3　搬入された一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにし、また悪臭、騒音等のおそれのないようにし、市民に迷惑行為のないよう常に環境衛生の保全に努めること。

4　申請内容に変更が生じた場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則に基づき手続きをすること。

5　処分できる一般廃棄物は、許可証で別に定める一般廃棄物の処分のできる事業区域から排出されたものに限る。

6　毎月の業務実績報告を翌月の 10 日までに、指定の用紙により報告すること。